

合研集会の討論をゆたかにすすめるために

第51回全国保育団体合同研究集会 基調報告(案)

常任実行委員会



はじめに

いま保育の現場では、やりがいはあるけれど疲労感や不安感も大きい、短い年数で離職してしまう、資格を取っても、職業として保育や教育を選ぶ若い層自体が減少しているという深刻な状況があります。

子どもや保護者を取りまく状況が大きく変化し、保育や保育現場に求められる役割はますます大きくなっていますが、圧倒的な保育者不足によって、ゆっくりに子どもにかかわる、保護者や職員間で子どもの育ちを共有する時間やゆとりが奪われています。そして、それが常態化して「あたり前」になってしまい、さらにこの状況は変わらないという「あきらめ」につながっているのではないかといわれています。

私たちは喜びと希望をもって、日々の保育や子育て

てを豊かにすすめていきたいと願っています。そのために、いま何を、どのように考え、日々の保育や子育てに向き合っていけばいいのでしょうか。

全国保育団体合同研究集会(合研集会)では、これまで保育や子育てにかかわることはすべて実践的な課題にし、保育者・職員・保護者・研究者など子どもに関わる人たちが、そのときどきの状況のなかで子どもたちにとって何が最善かをいっしょに考えてきました。

この基調報告は、今集会での学びや交流、討論をすすめるために共通の土台として確認したい現状や課題を提案するものです。それぞれの園や地域の状況もふまえながら、保護者も保育者・職員ともに学び、考え合います。



1 子育て・保育・教育の現状とその背景

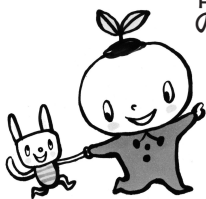
①保育も子育てもせっぱつまっている!

—保育・子育ての困難が大きい

保育・子育てに対する世間の関心は、この数年間に大きく高まりました。「保育所がたりない、なんとかして」と、子育て家庭のせっぱつまった声が広がり、子育て・保育の難しさ、たいへんさが広く知られるようになったのです。

ところが、子育ての困難が大きければ大きいほど、「家庭がもっとしっかり子育てに責任をもつべき」という圧力が強まっています。

子どもへの虐待も、家族のおかれた環境と深くか



かわっているのですが、「親に問題がある」という見方で片づけられがちです。子どもをめぐる事件が報道されるたびに、「育て方が悪い」と、真っ先に親（とりわけ母親）、保護者に非難が向けられるのです。

「育てる見通しがないのに子どもなんか産むべきではない」という非難も強力です。そうすると、子育てで家庭はますます委縮し、自分たちがぶつかっている問題や困難を隠すしかなくなりまます。「困っているからサポートして欲しい」と言いにくい状態が、保育所・保育者に対してはもちろん、子育て家庭同士でも存在しています。

また、子育て家庭の母親・父親のブラックな働き方も深刻です。長時間労働に加え、妊娠や育休がクビ切り・雇い止めのきっかけにされる理不尽な仕打ちがあるなかで、入れる保育所がなければ、しわ寄せは子どもが受けることになりまます。

このように、十分な保育を保障できない状態が広がった結果、保育の機会・環境に地域格差が生まれ、自治体間で保育者確保などをめぐっての競争がすすんでいます。さらには、施設間でも、保育条件や保育環境の格差が広がり、貧困ビジネスと言われてもしかたのない保育事業も出現しています。

保育条件や保育環境全体のそうした貧困は、少しでも条件の良い保育を選びたいと願う子育て家庭間の競争を激しめることにつながっています。「うちの子はなぜ望んだ保育所に入れないの」という子育て家庭の失望や怒りを解消するために、質の確保された保育を量的に拡充して、子育て・保育をめぐる格差と競争の連鎖にストップをかけなければなりません。

②子どもが主体的に育つ保育が

できなくなっている?!

—新自由主義的教育政策の圧力

力は、保育現場にも加えられています。子どもの姿をふまえた保育内容や保育の課題をいねいに検討しないまま、幼児教育を強調する主張・政策が強まっていることは大きな問題です。

保育所保育指針・幼稚園教育要領等の改定では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体化し、実質的な目標とすることで、保育を学習指導要領にきつくしばられた学校教育の枠の中に押しこめようとしています。乳幼児の発達の特性をふまえ、保育実践のなかで培われてきた養護と教育との豊かな結びつきを無視し、小学校教育との上からの連携を強調し、押しつける政策は、保育のいとなみを窮屈なものにしてしまおうでしょう。

幼児教育のそうした強調の背景には、「人材開発」という一面的な観点で教育を組み立てようとする動向があります。現在の学校教育では、小学校から大学まで、この観点をそった「能力開発」がきびしく要求されます。そのため、教育現場での自主性や創意は押さえつけられ、学校生活では、子どもたちが自由に学び過ごせる余度は少なくなっています。

学校教育が変化してきた背景には、第1次安倍政権時の学習指導要領の改訂や教育基本法「改正」があります。2006年の教育基本法「改正」にあわせて、子どもたちに規範意識を植えつけ、それに従わない子どもを排除する方針が打ち出されます。規範意識の植えつけは、さらに、教科になった道徳の徳目に反映され、改定指針・要領の「育ってほしい姿」にもちこまれています。

保育がこのような「教育」と結びつけられるなら、子どもがのびのびと育つ機会や時間が保育の場から奪われかねません。乳幼児期から子どもたちを就学に向けての「教育」に追い立て、規律を押しつけようとする幼児教育に対して、保育実践が培ってきた豊かで多様な育ちと学びの姿を、あらためて確かめていく必要があります。

③規制緩和中心の待機児対策と

幼児教育・保育の「無償化」

—保育政策の問題点

待機児童を解消するとして2015年に新制度が実施されて以降、政府は待機児童を解消すると大喧伝してきましたが、保育ニーズの増大に施設整備が追いつかず、都市部では保育所の入所競争はますます激しくなっています。

この間の待機児童解消政策の中心は、保育基準を緩める規制緩和であり、市町村が責任を負わない企業主導型保育の拡大策などでした。しかし、効果が上がらないばかりか、保育の質の点でも多くの問題が生じ、政府自身もそれを認めざるをえなくなっています。

また、近年、規制緩和によって庭のない保育所が増加しており、散歩などにかける途中や散歩先での事故が問題になっていますが、保育基準の改善も含め、子どもの安全や発達を保障するにたる保育環境をどう確保していくのか、あらためて問われています。

また10月から、その財源を消費税でまかなう保育の「無償化」が実施されることになっています。しかし、それによって、現在の保育・子育ての困難は解消されるのでしょうか？

保育の無償化は子どもの成長に社会全体が責任をもつしくみを実現するための重要な政策ですが、その観点からみると、今回の保育無償化政策（措置）には見のがすことのできない問題点があります。

それは、利用料の無償化と言いつながら保育料負担の大きいゼロ・2歳児はほぼ対象にならず、3・5歳児が中心であること、給食費を無償化の対象からはずしてあらたに副食費を実費徴収するなど、無償化の範囲が限られていることなどです。

特に給食費の実費徴収は、保育の一環としての給食、児童福祉としての保育のあり方の根本が問われる問題です。学校給食の無償化が拡大しているなか

で、見直しが求められるべき課題です。

また、低所得層ほど負担の重い消費税を財源にしていることは、子育て家庭の経済的負担を軽減するという無償化の理念にも反しています。

さらに、認可外施設の利用料補助が、従来の認可外施設への指導基準さえ緩めで行われることは、「保育の質を下げてもかまわない」という姿勢を示すのです。無償化の実現は保育の質をきちんと確保する基準の確立とセットでなければなりません。どんな保育の場であっても守るべき保育のナショナル・ミニマムを崩さず、徹底させる責任が政府にはあります。

利用料は無料、けれど保育の本身・環境は施設任せ、どんな保育所を選択するかは親の自由、というような政府も自治体も責任をもたないような保育はありえません。社会全体で保育を支えるという無償化の理念に立つなら、政府にはすべての子どもに差別なく平等な保育を保障する公的責任があり、自治体には保育を実施する公的責任があります。

そうした意味で、保育政策全般にわたっての課題は、すべての子どもに、保育所・幼稚園・認定こども園、公立・民間、認可・認可外にかかわらず、格差なく、平等な保育を提供するということです。そのために施策の改善が必要であり、基準の切り下げではなく全体の底上げが求められているといえます。

また保育現場では、低い処遇ときびしい労働条件が保育者不足を生み出し、保育所の設置や運営を困難にしています。保育者が普通に働いて普通に暮らせる状態を実現することは、いま起きている保育問題を解決するために欠かせない視点であることも忘れてはなりません。



2 いま、保育・子育てで こだわりたいこと

①だれもが、いい保育・子育てをしたいと思っているのにかかわらず、なぜ？
— 忙しさの原因を考える

このように、保育・子育てを取り巻く状況が、年々きびしさを増している中でも、一人ひとりの保育者は「いい保育」がしたいと願って毎日がんばっています。どの保育者も、「子どもといっしょに成長したい」と願って保育者をめざし、「子どもへの思いを大切にしたい、気持ちを受けとめたい」と日々努力しながら、「職場のなかまといっしょに子どもの育ちを喜びたい」と考えていることでしょう。

また、さまざまな活動に子どもが主体的にとりくみ、豊かな経験の中で育つこと、子どもの健やかな育ちを保障できること、保護者に寄り添って子育てを支援したいと願っていることでしょう。

一方、保護者の方も、きびしい生活・就労状況の中で、子どもを大切にしたい、子どもとの時間を大切にしたいと願っていると思います。そして、その思いをもった保育者・保護者が集まっているのが合研集会です。

では、「いい保育・子育て」とはどのようなものなのでしょう？「一人ひとりを大切に」「子どもの思いに寄り添う」「豊かな発達を保障する」などと、保育者・保護者それぞれに思いやイメージはあると思います。どれも、切実で誠実な願いにもと

づいたものです。「いい保育・子育てとは？」に、「唯一の正解」はないかもしれません。だからこそ、それについて語り合い、共通する「思い」や「願い」を確かめ合い、共有することが、「いい保育・子育て」の本身を豊かにしていくことにつながるのです。

また、保育の現場では、「保育をしたい」と思ったから保育士の仕事を選んだのに、「保育以前に人間関係がつかずして仕事にならない」「夏季休暇に入れると出勤日は必ず残業。疲れがたまり、職員へのけがも増える」など、保育者の願いとは反する状況が広がっています。いつから保育・子育ては「喜びを感じられない」ものになったのでしょうか？

待機児童問題は子育て層の家庭だけでなく、いまや社会全体の関心事になりました。定員に余裕があっても保育者不足から子どもの受け入れができない状況や、勤務状態、賃金、処遇などを含めて保育者のきびしい就労実態も明らかになりました。

しかし、待機児童問題と合わせて、保育の長時間化、子どもと保護者の深刻な状況をふまえての多様な保育の要求など、保育や保育現場に求められることはますます増えています。圧倒的な保育者不足の中で、保育者も保護者も忙しくなっており、ゆつくり子どもにかかわったり、話したりする時間が十分ありません。

「いい保育がしたいのに、ゆつたりかわる時間がないのはおかしい」「子どもとしっかり向き合いたいの時間に時間がないのがおかしい」と思うだけではなく、「しかたがない」とあきらめてしまつこと、さらに時間がないことが当たり前になっていくこと、このことこそが問題なのです。

限られた条件の中でも、誠実な保育者ほど、いろいろなものに対応しながら「がんばって」います。こうした「一人ががんばる」状況を少しでも緩和し、「みんなで考え、実践する」道すじを見出し出していくことが「いい保育・子育て」の実現に向けては不可欠なのです。

②保育者は悩みながら成長する、

だからこそ語り合い、ともに学び合おう
—保育の専門性の中身を考える

このようにきびしい状況の中だからこそ、保育者が保護者が保育・子どもについていっしょに語り合い、考え合うことが大切です。

保育という仕事は、福祉の仕事であり、幸福を追求する仕事です。子どもの最善の利益を守り、保護者の生活保障と就労保障にかかわる社会的にも大きな意義をもつ専門性の高い仕事です。だからこそ、単なる「サービス」であってはならないのです。

保育における専門性の内実としては、①生活保障の専門職、②発達保障の専門職、③対人援助の専門職、の三つの面が考えられます。そしてそれを、保護者や他の専門職と連携しながら遂行していくための連携力やコミュニケーション力が必要とされる仕事です。このような専門性の中身を日々の実践に即して考え合うことが必要であり、そのことは個人に負担感を与えることではなく、ともにとりくむことの大切さを感じさせるものです。

先にも述べましたが、2018年度から実施されている新指針・要領の改定では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が策定されました。しかし、その内実は現実の子どもの実態とはかなりかけ離れたものとなっています。しかも、「おとなの言うことをよく聞く、自己抑制の高い子ども」に代表される「国が求める子ども」という性格が色濃く出ています。

それに対して私たちに求められるのは、おとなの望む子ども像にいかにか近づけるかではなく、日常の些細な子ども姿の中にある大切な育ちを見つけ、さらに気づき、いっしょに喜び合うことです。

一人ひとりの子どもはそれぞれの状況を抱えながら、毎日懸命に生き・暮らしています。保育所・認定こども園・幼稚園で保育者や他児とともに楽しい活動にとりくみながら、さまざまな経験をし、いろ

いろなことを感じ、葛藤を乗り越えながら日々成長しています。そうした姿に寄り添い、いっしょに喜び、考え、悩み、力を合わせて課題に向かい合っていく保育者の存在が子どもの育ち、保護者の安心には不可欠なのです。

今求められているのは、保育の現場が、保育者・職員、保護者を含めて互いが互いを認め合える、確認・承認を通した学びの場になることです。誠実に保育していても悩みは尽きません。悩みがあることは保育者の未熟さではなく、保育制度そのものの問題であるともいえますが、悩みは、保育をよりよいものにしていくために欠かせないものです。だからこそ、保育の現場は、悩みながら努力し、工夫していることが、承認される場でなければなりません。

悩みや本音を話しながら、聞きながら、聞いてもらいながら、「わかるよ」「同じだよ」「いいと思うよ」と認められていくことで、保育者は自身の保育に確信をもち、明日の保育に向かうことができるのです。こうした営みが各園で日常的に行われることに加えて、合研集会のような場で、交流しあい、語り合う機会が大切なことです。

保育者同士、保育者と保護者、子どもが意欲をもって生活し、夢中になってあそぶ姿を共有し、その姿を喜び合うことができる保育・子育てをめざして、合研集会でいっしょに学びましょう。



3 豊かな保育・子育てが社会をひらく —だれもが大切にされる 社会の実現をめざして



①私たちがめざす保育 大切にしたい子ども育ち

ゆとりかえしになりますが、保育の現場の多忙化、ゆとりのなさという事態の根本にあるのは職員配置基準や公定価格などの「保育条件」を、実態からかけ離れた低い水準に抑え込んでいる保育政策の問題です。「人手不足」もまたこうした保育政策によって深刻化しています。しかし、現場の多忙化や疲弊感が深刻になるなか、政府は保育条件の改善にとりくまないだけでなく、一段の引き下げをさまざまな手法で強行しています。

その一方で、「プロセスの質の向上は現場の責任でやるべき」という立場から新たな方針を打ち出しています。

具体的には、自治体が策定した計画やガイドラインにもとづき、記録をとり、評価のための会議を行い、育ちを「見える化」書類づくり」するよう求めています（厚労省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の報告・提言）。

しかし自治体レベルの質向上策には首をかしげる事例が少なくありません。たとえば「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育てるためには「聞く、挨拶・靴そろえ」を全員に身につけさせるべきとした例もあります（H県K市）。こうした事例が頻発

する根源には、「育つてほしい姿」にどれだけ近づいたかを「可視化」し「成果」として報告させるのが「質の向上」であるという改定指針・要領の発想があります。

「できること・わかること」だけを育ちとして追求し、目に見える具体的な結果を目標に掲げる保育には、「できなかった・わからなかった」という子どもの経験を育ちに結びつけることができないという致命的な欠陥があります。

子どもを変え成長させるのは、何かが「できた」ことではありません。難しいことをすんでやろうとする意思、友だちのことを自分のことのように思いやる人間らしい感受性、他者の考えや気持ちを自分のものとして使える柔軟さなど、周囲の環境から何かを学ぼうとする姿勢・構えそのものの変容・獲得が子どもを成長させるのです。

周囲の環境にこれまで以上に意欲的で人間的にかかわろうとする気持ちには、周囲の人々との間で交わされるやりとりや対話の中で豊かに育っていくものです。子どもはなにげない行為や熱中していること、かわりに対して、周囲の人々がその「意味や価値」を語り伝え励ますことで、子どもは自身の行為の新たな意味に気づき、環境への新たな働きかけ方を自分のものにしていきます。子どもの行為の「意味・価値」をめぐって、子ども一人ひとりが主人公となって、保育者や友だち、あるいは家庭や地域との間で、さまざまな視点から「意味づけをめぐるやりとり」対話」をくり広げることが、保育実践の本質であり、その質を高めるものです。

保育をしながら、子どものやっていることの「意味」をめぐって、職員同士で、あるいは子どもと周囲の人々との間で、その子の視点から自由に楽しく、たくさんの「おしゃべり」ができるゆとりをつくり出すこと。それこそ、私たちがめざしているものであり、それに必要な保育条件の改善をすすめることが政府の責任であることを、いま、私たちははっきり

りとつかむ必要があります。

②保育者も保護者もともに

子育て・保育を担っていく仲間

—保育の社会化・協同化の第一歩は
まず、思いを外に出すこと

保育は、子どもの成長を社会全体が支えるしくみの一つですから、社会的連帯の視点と、家庭や園との共同の作業が欠かせません。保育を、単なる「保育サービス」という商品にして、これを売り買いうるだけの関係に単純化してはならないのです。

子どもの生活全体を受けとめ、見とおすこと抜きには保育のいとなみは成り立ちません。保育者が家庭での子ども様子をわかちあひし、保育者からの子育て相談にのるのは当然のことであり、同じように、保護者が保育所での子どもの過ごし方を気にするのも当然です。

保育者と保護者とは、それぞれの役割や守備範囲はちがっても、子育て・保育をともに担ってゆくおとなであり仲間です。お互いのちがいをふまえ、相手を尊重しながら、保護者も保育者もそれぞれが望んでいること、願っていることを出し合える機会や場が必要です。それぞれにちがう環境、背景をもつおとなや子どもが集まる保育所は、子育て・保育についての不安や注文、願いを表に出し、いっしょに考え合える場になれるはずで

す。そして保育所は、子どもにとっては家庭以外の「社会」に最初に出会う場です。保護者にとっては、自分の子どもだけでなく、子どもたちが過ごし育つのに欠かせない子ども同士のつながりやわが子以外の子どもたちの姿を知ることができる場、子育ての視野を広げるとともに、保護者同士が互いに助け合えるつながりをつくれる場なのです。

たしかに共同や連帯の大切さはわかるけれど、現実には、日々の保育や子育てで精一杯、保育者同士でも多忙に振り回され、交流をはかる時間も無い、保

護者の多様な願いや要求をつきあわせ、いっしょに考えるゆとりがない——それが保育者の実感かもしれません。

では、一体どうすれば、そんな状態の中から協同の力を育ててゆけるのでしょうか。

目の前の現実をより良い方向に変え、保育・子育ての協同を築く第一歩は、一人ひとりが働く場、生活の場で、「これでは苦しい、おかしい」と思う気持ちを外に出すこと、出せることです。

おとなは、子どもたちに、「思ったことを言っていないんだよ」とよく言うはずで。そんな風に互いにいこと、疑問、「何かちがう」と思う気持ちを互いに出せる場や機会があることこそ、よりよい保育、よりよい社会をつくる出発点で、土台なのです。

③子どもの命と安全を守ることは

おとなたちの責任

—保育・子育ては平和であってこそ

子どもたちの命と安全を守ることはおとなたち、社会全体の責任ですが、いま、子どもの成長をしっかりと支える環境が社会全体でつくり出されているといえるでしょうか？

日本国憲法にうたわれている平和的生存権が子どもたちに、日本に暮らすすべての人々に保障されていることが、命と安全を守る一番の土台です。この土台が、安倍政権が執念深く追求する憲法改悪により脅かされようとしています。

9条2項に「自衛隊」を明記し、緊急事態条項を加えるなどの「改正」を掲げる自民党改憲案は、戦争をしないことを誓い、戦争をさせない努力を通じて国際平和に貢献することを表明する憲法の平和主義を根本から壊してしまうものです。

このような改憲を許すならば、社会の広い範囲で、人々を戦争に動員するしくみがつくられ、私たちの社会生活に重大な影響が生じるでしょう。徴兵制をしくことさえ可能になる改憲は、子どもたちの

命と安全にとって見過ごせない危険をもたらすものです。

子どもの生存権を保障することは社会を進歩させる原動力のひとつです。子どもたちが平和に過ごせる社会を実現するために、むりやり憲法改悪をすすめようとする政治に対しても、声をあげていかなければならないでしょう。

④運動があったからこそ 保育や社会の発展がある

―合研集会の意義と課題

これまでみてきたように、保育・子育てをめぐる問題は山積していますが、いつの時代にも同じような問題や課題はあり、改善がすすんでもまた、社会の変化によって新たな問題が出現するという状況は変わりません。昨今では、待機児童問題や保育士の処遇改善、子どもの命と安全を守る保育環境のあり方などが新たな課題として問われています。

しかし、そうした社会の変化は、私たちが合研集会などを通じてつながりをつくり、一人ひとりを大切にする保育や社会をめざして活動や運動を重ねることによってつくり出してきたものです。保育は自動的にはよくなりません。運動があったからこそ紆余曲折はあったとしても前進がありました。

そして、私たちの運動は、日々の保育実践の交流・学習をすすめる研究運動と、制度や条件の改善を求める要求運動を統一的に追及したことで、「保育所は育児放棄の道具」などの保育所否定論を乗り越え、保育内容の充実や保育条件の改善を求める力になっていきました。

いまや保育所など保育施設は国民生活にとって、経済や社会の発展にとって必要不可欠な社会資源になっており、与党も含めて保育の拡充を政策としてかかげざるをえなくなっています。保育の充実は、だれもが安心して生きていくことができる社会の建設につながることに確信をもって、さらに運動をす

すめていく必要があります。

合研集会は、1969年8月、日本の平和と民主主義を守り、子どもたちを大切に育てることを願うたくさんの保育や子育てにかかわる人たちによって誕生し、これまで51回の歩みを重ねてきました。

合研集会の最大の特徴は、参加者がみんなてつくる集会であるということです。毎回の集会実行委員会に参加する団体、個人それぞれが責任をもって知恵と力とお金を出し合い、準備や運営、参加組織をすすめています。そして、特定の理論、実践方法を押しつけない、参加者の報告や意見の交流の中から共通の課題や理論を引き出し、みんなの財産にするということとです。保護者、保育者、研究者など、だれもが対等平等な立場で討論に参加することが保障される合研集会は、他に例を見ない保育・子育ての研究集会といえるでしょう。

それぞれの場で精一杯がんばっている子育て・保育の経験を横につなぎ、良いことも悪いことも苦しいことも楽しいこともつきあわせ、いっしょに考える――そういう協同の積み重ねこそが、日本社会全体の子育て・保育の条件・環境をより豊かなものにする資源であり、日々の保育を支える土台です。半世紀の歴史をきざんできた合研集会は、そういう土台を築いてゆくかけがえのない場であり、一人ひとりが保育・子育ての願いや要求に気づき、それらを通して新たなつながりをつくり、元気になっていく場として、豊かに広がっていくことが求められています。

合研集会では、以下の課題をふまえて学びと交流を深め、その成果を各地域にもち帰りましょう。

①地域や園で、立場や世代をこえて保育・子育て・子どもを語り、学び合う場を無数につくりましょう。語り合い、学び合いを通して、保育・子育ての思いを共有し、声をあげていきましょう。

②保育者・保護者の思いや願い、保育制度・政策についての情報がつまった『ちいさいなかま』を仲

立ちに、日常的な学びと交流を深め、つながりを豊かにしていきましょう。

③どの子も差別されることなく、豊かな発達を保障するために、格差のない、平等な保育の提供と、そのために必要な制度・政策の抜本的改善を求め、保育条件・処遇の全体的な引き上げをすすめていきましょう。

④保育実践（研究運動）と保育運動（要求実現運動）を車の両輪としてすすめるながら、よりよい保育と、それを支える平和な社会の実現をめざしましょう。